

佐賀県告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年八月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町城字大櫻四四五六の一、四五〇〇の一、四五〇〇の四、四五〇一、四五〇三、四五〇五、四五一一、四五五二、四五五六、四五六二、字柳ノ辻五〇九六、五一二七の一、五一二七の三、五二一八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町福川内字大迎二〇九六の三、二〇九九の一、二二三二、二二三四、二一五七の六、二一五八、城字大谷三二五七の三、三二五八、三一六二の一、三一六二の三、三一六三の三、三一九四、三一九九、三三〇三、三三〇六から三三〇八まで、三三一一〇、三三一一一、三三一一八、三三二九、三三三二、三三三六、三三三七、三三三八の一、三三三八の二、字谷頭三二五七、三二八七

二 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三 (一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町城字腹干場三五三二、三五三六の四、三五三七、字丸峯
三六五三の二、三六五四の一、三六五四の二、三六五四の四、三六五八の
三、三六六八、三六六九、字城三八三八、三八五八の一、字古場三九二七
の四、三九二七の五、三九二七の八、三九二七の九、三九四二、三九四五、
三九四六、字門石三九九八の一、四〇〇五、四〇〇六の一、四〇〇七の一、
四〇〇八、四〇一二、四〇一三、四〇一四の一、四〇一五、四〇一八、四
〇二四、四〇二七の四、四〇四八、四〇四九の二、四〇五〇、四〇七二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

四 (一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町楠久字福石二五八五、二六〇五、二六一三、二六三五、
字赤石二九八三、二九八五、字峠三〇一一の一、三〇一一の二、三〇一四、
福川内字賀老二三〇九の四、字吉武田二三四一、二三四四、字毘沙門谷二
五六四の八、字白岩三一一九の一、三一一九の三、三一二一の一、三一二
一の四、三一三二、三一四三の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市
町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす
る。

五 (一) 保安林予定森林の所在場所

西松浦郡有田町戸矢字山神谷乙一五九一、大野字大野乙二七七〇の一、
乙二七七〇の三、乙二八〇三、乙二八三九の一、乙二八三九の三、乙二八
四二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市
町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす

る。

六(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町久原字西平二一七六の三、二一七六の六、二一七六の一

七

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに伊万里市農山漁村整備課及び有田町農林課に備え置いて縦覧に供する。)